

ID: 276

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市名風聖苑設置及び管理条例 第5条第3項		
例 規 番 号	平成18年条例第149号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第5条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 使用料は前納しなければならない。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市名風聖苑設置及び管理条例施行規則第3条の規定による。 (使用料の免除) 第3条 条例第5条第3項の規定により使用料の免除を受けることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 火葬場を利用する者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又はこれに相当する生活困窮者であると市長が認めた者であるとき。 (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。 2 条例第5条第3項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、名風聖苑使用料免除申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、使用料の免除を承認したときは、名風聖苑使用料免除承認証(別記様式第2号)を同項の申請書を提出した者に交付する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日